畳か八畳位敷いてある雨が漏る様な家で生活苦の為に本件犯行をなした。」旨証言し、又被告人の内妻である清水ときが公判に於て証人として出頭し「子供は四人いるが、其の他に先夫との間の子である順子を生活が苦しい為に里の方においてあり、義嘉の月収は約八千円で暮しにはとても困つて居り、何時も近所にいる親から金や米を貰つて生活し、生活費は一ヶ月最低六千円位かかり里の方に行つている順子にも学費として毎月千円宛送金している。」旨を証言している所からも明白な様に被告人の家は雨露を凌ぐ程度のあばら屋で且、生活は極度に貧困を極め、やつと其の日〳〵の糊口を凌ぐ状態であります。内妻ときも内職をして少しでも生活を楽にしたいと思つても、前記の如く子供が多く而も子供が小さく世話のやける年頃なのでその方にかかりきつて内職などは思いもよらず、又仮りに内職をやつても却つて内職物をいためられて余計な弁償をしなければならぬ事が考えられるのであります。

又被告人宅では生活補助を受けて居りません。普通の人間であるならばこれ程の困窮した生活に立至れば進んで生活補助を受けるでありましよう。否此の程度の逼迫状態にならなくとも国家の扶助を申し出る人も世間には少くないのであります。斯様な被告人の行為は出来る限り独力で生活を維持し、あくまで国家の御世話にならぬ心がけで居ります。被告人は本件犯行までは毎日酒を飲んで居りましたが、それは一日五十円程度であります。それでは何故、生活が苦しいのにも拘らず、酒を飲むかと云うと、勿論被告人は元来、酒は嫌いな方ではない為もありましようが、その根本は自己の生活の困窮とそれから生ずる日々の生活の辛さ、つまらなさを酒を飲む事によつて一時でもまぎれさせたいと云う気持からであり、これは普通人の誰でもが一応経験する所であつて且酒を飲む事によつて明日への新しい活動力が養われるのであります。

二、本件犯行の日は、被告人は原審相被告山本と共同でやつた仕事で多少の利益があり、又祭りでもあつたので山本にさそわれて酒屋に行き、そこで焼酎を飲みその際前々から屑物を出して貰つて懇意にしていた龍ノ崎電報電話局勤務の湯

原仙三が宿直かも知れないから何かあつたら安く売つてもらはうと云う話になつて相談がまとまり二人で同所に出掛けた所、丁度湯原が留守であつて山本が「それでは物置にあるケーブル線を持つて行つちまはうではないか」と云つて物置の板戸を開けたので平素心易い湯原の事であるから、あとで何んとかなると軽い気持から酒の勢も手伝つてつい窃取したのであるが、本件犯行はあくまで山本の発意、主謀によるものであります。

そのケーブル線を売らうと思つて被告人は山本と共に金森古物屋の所まで来た所巡査の不審尋問にあつて其の場は嘘を云つて云いのがれたが、良心の呵責に堪えかね、盗品は前記金森の所に置いたまゝにして、そのまゝ逃げ帰り湯原に会つて事情を話し謝罪をしたのである。

三、斯様に被告滝沢は前非を悔い心から改悛し、本件以来酒を断ち斯様な事は再び繰り返さないと固い決意を示しているのであります。

加之被害品も返還されていて実害なく又その価格は時価にして僅か二千余円の少額であります。

被告人の性格、勤務状態は証人山本が証言する如く仕事は真面目にやつているのであります。

四、被告人には窃盗の前科がありますが、それは昭和二十年頃の犯行であつて、これには五年の執行猶予が附せられその期間中は何事もなく過したので右刑の言渡は其の効力を失つてしまつたのであります、即ち最初から刑の言渡はなかつたのと同様なのであります。

従つて右犯罪は本件犯行の犯情について何ら影響するものではないと思料します。

五、相被告山本の生活状態は被告滝沢と同じ程度であります、而も本件犯行は山本が主謀者であり山本は賭博、傷害等前科八犯の前科者であります。

然るに被告山本に対する判決は懲役八月、二年間の執行猶予であるのに拘らず滝沢に対しては懲役六月の実刑であり

ます。これは明らかに刑の権衡を失するものであります。

六、被告滝沢が言渡された実刑により囹圄の身となつた時はあとに残つた家族は一体如何にして生計を立てて行くのであ
りましようか、四人の幼な子を抱えて其の日より路頭に迷う事は必然であり、証人山本菊太郎が証言している如く、と
どのつまり一家心中することも想像するに難くはありません、金額にして僅々二千余円の窃盗と云う反社会性の微弱な
る犯罪の為に被告人の家族が一家心中するに立至るとすれば、刑罰の本来の目的たる教育刑の実現の不可能なる事は勿
論の事、その家族の者に死刑を宣告するのと何ら異る所はなく、特別予防の必要ある所以であります。

以上縷説致しました諸般の事情を勘案すれば、本件被告人に対する刑の量定は甚しく不当であり、原判決を破棄しな
ければ著しく正義に反するものであると信じます。

以　上

昭和二九年(し)第六一号

決　定

山梨県東八代郡御所村米倉七二九番地

抗告申立人　須　田　駿

右弁護人　皆　川　健　夫

右抗告申立人に対し東京高等裁判所が昭和二九年一〇月八日した異議申立棄却決定（控訴棄却決定に対する異議申立に対
するもの）に対し、申立人から特別抗告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件特別抗告を棄却する。

理　由

申立人は原決定が憲法三二条に違反すると主張するので関係全記録を調査すると、抗告人は昭和二九年二月二七日山梨県
東八代郡御所村米倉の自宅において同月六日附で東京高等裁判所第一刑事部のした控訴趣意書の所定期間内不提出を理由と
する控訴棄却決定の送達を受けたが、これに対する刑訴三八六条二項に基く異議の申立書は同年三日一〇日附で同月一二日
に東京高等裁判所に到達しているに過ぎない。右規定による異議の申立には即時抗告に関する規定が準用される結果同法四
二二条によりその提起期間は三日であつて、その期間の経過により既に第一審判決及び控訴を棄却した決定は確定したもの
である。もとより異議の申立に対しても上訴権回復に関する規定つ準用のあること当裁判所の判例である（昭和二六年(し)五
七号同年一〇月六日第二小法廷決定、刑集五巻一一号二一七七頁）が本件においてはかかる申立のなされた跡は認められな
い。従つて本件異議の申立は不適法として棄却すべきであつたのであり、原審が誤つてこれを適法として取り扱い異議申立

昭和二九年一一月三〇日決定　昭和二九年(し)第六一号

昭和二九年一一月三〇日決定　昭和二九年(し)第六一号

を理由がないとして棄却したところで、その内容を憲法に違反するとして争うことは結局既に確定した第一、二審の裁判に対し法律の認めない方法で不服の申立をすることに帰し、特別抗告適法の理由にならないのである。

よつて刑訴四三四条四二六条一項に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一一月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二九年(し)第六一号

特別抗告の申立

山梨県東八代郡御所村米倉七二九

抗告人　須田駿

特別抗告の申立

抗告人に対する昭和廿九年(う)第五号詐欺被告事件に付き昭和廿九年十月八日付東京高等裁判所の為した抗告人の異議申立に対する棄却決定は日本国憲法第三十二条に違反するものと考へるので茲に特別抗告を申立てます。

特別抗告の趣旨

日本国憲法第三十二条に違反する原審決定を取消し更に御裁判あらんことを求める。

特別抗告の理由

原審決定は日本国憲法第三十二条に違反するものであるその理由は

一、日本国憲法第三十二条は「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」とありて国民は何人と雖も裁判所に対し民事刑事の裁判並に行政事件の裁判を受ける権利を有することを明かにしたものである。

右に云ふ民事刑事の裁判とは裁判所法に規定されてある簡易裁判所、高等裁判所、最高裁判所の各裁判所の裁判を受ける権利である事は云ふまでもない事である即ち国民は自から進んで右各裁判所の裁判を受ける権利を自発的に抛棄しない限り各管轄区域内の各級の裁判所の裁判を受ける権利を有するものである。

二、然るに原審は抗告人に対し控訴申立は適式に在りたるもその控訴の適式を前提としての控訴趣意書の提出期日を徒過したとの理由によつて抗告人の同裁判所に於ける裁判を受けしめざるものとしての決定を為したるも抗告人は東京高等裁判

所よりの控訴趣意書提出及其の期間の通知を現実に受けて居らぬのである。

原審の抗告人に対する異議申立を棄却した理由は飽迄も抗告人が東京高等裁判所より右控訴趣意書の提出及其の期間の通知ありたることを前提としての決定である然るに事実は抗告人は右高等裁判所の右通知は全く受領してゐないのである。

三、高等裁判所は事実抗告人が右通知書を受領しなくとも抗告人が住居してゐたと称する家の家主に右通知書が送達されてゐる事により抗告人に右通知が送達されたことになるとの趣旨なるも右通知のありたる昭和廿九年三月一日には抗告人は既に通知を受けたりと云はれる新倉美智子の家を去つて山梨県東八代郡御所村米倉七二九番地の本籍に妻子と共に数居してゐたのである従つて高等裁判所としては抗告人の転居する場所に通知すべきであり斯くすることにより初めて抗告人が通知期間内に趣意書を提出せざりし事による不利益を甘受せざるを得ざることゝなるのである。

然るに抗告人は前述の如く全く裁判所よりの通知を受領せず又その通知を受領したる新倉美智子よりもその通知の送達を受けて居らぬのであるから通知を受けたものとしての責任を負はしめることは出来ぬし又は通知を受けた者としての不利益を与へることは出来得ぬと謂はねばならない。

即ち責任なき抗告人に責任ありとして身に覚えなき不測の責任を負はしめ以つて憲法が与へたる裁判を受ける権利を奪ふと云ふことは絶対にあり得ざるところであり此の事は即ち憲法違反たるものとなるのである。

四、以上の理由により原審が抗告人に対し為したる異議申立を棄却するとの決定は明かに憲法違反なるを以つて原審決定を速かに破棄せられんことの御裁判を求めるものである。

附　属　書　類

一、弁　護　届

昭和廿九年十一月四日

右抗告人　須田駿

弁護人　皆川健夫

最高裁判所御中

最高裁判所裁判集（刑事第一〇〇号）事件番号別索引

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和二四年(つ)一三	県会議員選挙罰則違反、食糧管理法違反被告事件につきなした押収物還付請求却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告	特別抗告人河合平太郎	一一・二四	大	棄却	東京高	五七三
昭和二六年(あ)八五三	貸金業等の取締に関する法律違反	野村教恩	一一・二四	大	棄却	名古屋高金沢支	五五一
昭和二六年(あ)九九〇	地方税法違反	長原伸行	一一・一〇	大	棄却	大阪高	二三九
昭和二六年(れ)一五一五	電気事業法違反	赤塚正臣外八名	一一・一〇	大	破棄免訴	福岡高	二一五
昭和二六年(れ)一三一六	電気事業法違反	秋山五郎丸	一一・一〇	大	破棄免訴	仙台高	二三一
昭和二六年(あ)三一八八	昭和二四年新潟県条令第四号違反	山岡貞作外一名	一一・二四	大	棄却	東京高	五五七
昭和二六年(あ)三六一一	麻薬取締法違反	草苅良助	一一・一二	二	棄却	東京高	三四九
昭和二七年(あ)一六七六	電気事業法違反	安田唯雄	一一・一〇	大	破棄免訴	福岡高	二八七
昭和二七年(あ)四〇四八	麻薬取締法違反幇助	坂上正男外一名	一一・一二	二	棄却	大阪高	三五五

昭和二七年(あ)五四〇三	業務上横領、背任	木下英男外三名	一一・五	二	棄却	大阪高	一一
昭和二七年(あ)五七二七	麻薬取締法違反	渡辺虎雄外一名	一一・五	二	棄却	東京高	三五
昭和二七年(あ)五七二七	麻薬取締法違反	岡本常明	一一・五	二	破棄差戻	東京高	五一
昭和二八年(あ)二三八	恐喝	秋沢伍男	一一・一二	二	棄却	高松高	三七九
昭和二八年(あ)四七七	窃盗	田中楠秀	一一・五	二	棄却	高松高	五九
昭和二八年(あ)五〇三	恐喝未遂、住居侵入未遂強盗	笹田勝巳	一一・九	三	棄却	福岡高	七五
昭和二八年(あ)、六一五	酒税法違反	申次成	一一・五	二	棄却	東京高	六三
昭和二八年(あ)九一四	傷害、詐欺、脅迫、銃砲刀剣類等所持取締令違反、漁業法違反	宮本彰一郎	一一・九	三	棄却	仙台高秋田支	九一
昭和二八年(あ)九六六	窃盗麻薬取締法違反	太田大作	一一・九	三	棄却	福岡高	一一五
昭和二八年(あ)一〇五三	銃砲刀剣類等所持取締令違反銃砲等所持禁止令違反	朴俊男外一名	一一・九	三	棄却	東京高	一二一
昭和二八年(あ)一一九三	恐喝、住居侵入	古河一	一一・一六	三	棄却	仙台高	四〇一

昭和二八年(あ)一二二六	地方公務員法違反	阿部豊	一一・一六	三	棄却	高松高	四〇七
昭和二八年(あ)一三〇三	横領、詐欺	柏酒敏	一一・三〇	三	棄却	大阪高	六一三
昭和二八年(あ)一三一五	詐欺	野村芳太郎	一一・三〇	三	棄却	名古屋高	六二三
昭和二八年(あ)一三七四	窃盗	館野稔	一一・三〇	三	棄却	東京高	六二九
昭和二八年(あ)一七四四	業務上過失致死	長浜ミチエ	一一・一〇	二	棄却	高松高	三〇一
昭和二八年(あ)一八七二	建造物侵入	松田佐吉	一一・三〇	三	棄却	札幌高	六三七
昭和二八年(あ)二二二二	賍物故買	清水トシヨ	一一・三〇	三	棄却	広島高	六四一
昭和二八年(あ)二七一五	窃盗	津田茂次	一一・五	二	破棄差戻	東京高	六九
昭和二八年(あ)二七二一	暴行	戸沢清	一一・三〇	三	棄却	東京高	六四五
昭和二八年(あ)二九二五	窃盗	金大京	一一・三〇	三	棄却	東京高	六五五
昭和二八年(あ)四五八三	外国通貨偽造、公記号偽造	松田賢市外一名	一一・一一	一	棄却	大阪高	三一五

昭和二八年(あ)四九三三	昭和二五年政令第三二五号違反	藤井恕雄	一一・一〇	大棄却	仙台高秋田支	三〇七	
昭和二八年(あ)五四四四	傷害	金城治	一一・二五	一棄却	東京高	五八一	
昭和二八年(あ)五五七七	騒擾指揮助勢、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	金奉道外二名	一一・一六	三棄却	広島高	四一一	
昭和二八年(あ)五五八〇	騒擾指揮助勢	趙宗泰外九名	一一・一六	三棄却	広島高	四四七	
昭和二八年(あ)五五八三	騒擾首魁、騒擾指揮助勢	金鐘述外六名	一一・三〇	三棄却	広島高	六六一	
昭和二八年(あ)五六二二	騒擾首魁、騒擾指揮助勢	金鎂相外三名	一二・三〇	三棄却	広島高	七二五	
昭和二九年(さ)四	窃盗被告事件につきなした判決に対する非常上告	西岡竜太郎	一一・二五	一破棄自判	洲本簡裁	五九九	
昭和二九年(き)一二	強盗殺人、放火、住居侵入被告事件につきなした上告棄却の判決に対する再審	申立人細川豊	一一・二	三棄却	最高裁	一	
昭和二九年(し)五七	職権濫用等の不起訴処分に対する刑訴二六二条に基ずく審判請求事件につきなした請求棄却決定に対する特別抗告	申立人日産化学労働組合鏡支部外一名	一一・九	三棄却	熊本地	二〇五	
昭和二九年(し)五九	虞犯、窃盗保護事件につきなした抗告棄却決定に対する少年法第三五条による特別抗告	抗告人弁田真	一一・一七	一棄却	福岡高	五一九	
昭和二九年(し)六〇	証物故買被告事件の有罪確定判決につきなした再審請求棄却決定に対する即時抗告の棄却決定に対する特別抗告	申立人梅山実明	一一・二二	二棄却	名古屋高	五四七	

昭和二九年(し)六一	異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人須田駿	一一・三〇	三棄却	東京高	七八九	
昭和二九年(あ)三三五	公職選挙法違反	和形吉太郎	一一・九	三棄却	東京高	一三九	
昭和二九年(す)四三一	殺人未遂、傷害、住居侵入、銃砲刀剣類等所持取締令違反被告事件につきなした勾留理由開示請求	申立人佐々木岩雄	一二・八	一却下	最高裁	七三	
昭和二九年(す)四四六	公務執行妨害、傷害被告事件に対する勾留理由開示請求	申立人塚戸九郎	一二・二〇	一棄却	最高裁	五四五	
昭和二九年(あ)一四〇一	公職選挙法違反	鈴木正一	一二・一一	一棄却	仙台高	三三三	
昭和二九年(あ)一四八〇	封印破棄	広浜徳松	一二・九	三破棄差戻	名古屋高	一四七	
昭和二九年(あ)一五一六	公職選挙法違反	小川清一	一二・三〇	三棄却	広島高	七七五	
昭和二九年(あ)一六一四	公職選挙法違反	松尾文吉	一二・一六	三棄却	福岡高	五一一	
昭和二九年(あ)一六三八	営利誘拐	王宗烈	一二・九	三棄却	名古屋高	一五三	
昭和二九年(あ)一六七三	公職選挙法違反	梶原徳忠	一二・一一	一棄却	東京高	三三九	
昭和二九年(あ)一九二二	物品税法違反	東和針製造株式会社	一二・一八	一棄却	大阪高	五二三	

昭和二九年(あ)二〇七二	賍物牙保	西屋実	一一・四	一棄却	札幌高	五		
昭和二九年(あ)二〇七七	詐欺	田中豊彦	一一・二五	一棄却	名古屋高金沢支	五八九		
昭和二九年(あ)二〇九六	窃盗、公務執行妨害傷害	降旗今朝治	一一・二五	一棄却	東京高	五九三		
昭和二九年(あ)二二七九	公職選挙法違反	金井義三外二名	一一・九	三棄却	東京高	二〇一		
昭和二九年(あ)二三一八	詐欺、公務執行妨害、傷害、加重逃走	大下道男	一一・一八	一棄却	広島高岡山支	五三一		
昭和二九年(あ)二三八一	窃盗	堤初雪	一一・二六	二棄却	福岡高	六〇五		
昭和二九年(あ)二五二四	窃盗傷人	滝沢義嘉	一一・三〇	三棄却	東京高	七八三		
昭和二九年(あ)二七一一	強盗銃砲等所持禁止令違反	根本一治	一一・一二	二棄却	東京高	三八三		

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和二十九年十一月分

最高裁判所事務総局

凡例

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁裁判書原本綴による。

判決（全）……（五日―三〇日）……（三四件）……一頁
決定（1）……（二日―一一日）……（七三件）……五
決定（2）……（一六日―二五日）……（七五件）……一三
決定（3）……（二六日―三〇日）……（七二件）……二一
雑（全）……（二日―三〇日）……（五五件）……二九
不成立（全）……（四日―三〇日）……（三二件）……三七

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和二七年(あ)五四〇三	業務上横領、背任	木下英男外三名	一一・五	二	棄却	大阪高	一
昭和二七年(あ)五七二七	麻薬取締法違反	岡本常明	一一・五	二	破棄差戻	東京高	一四
昭和二八年(あ)二七一五	窃盗	津田茂次	一一・五	二	破棄差戻	東京高	一九
昭和二八年(あ)五〇三	恐喝未遂、住居侵入、強盗未遂	笹田勝巳	一一・九	三	棄却	福岡高	二二
昭和二八年(あ)一〇五三	銃砲刀剣類等所持取締令違反銃砲等所持禁止令違反	朴俊男外一名	一一・九	三	棄却	東京高	三一
昭和二九年(あ)三三五	公職選挙法違反	和形吉太郎	一一・九	三	棄却	東京高	四一
昭和二九年(あ)一四八〇	封印破棄	広浜徳松	一一・九	三	破棄差戻	名古屋高	四六
昭和二九年(あ)二二七九	公職選挙法違反	金井義三外二名	一一・九	三	棄却	東京高	五〇
昭和二六年(れ)一五一五	電気事業法違反	赤塚正臣外八名	一一・一〇	大	破棄免訴	福岡高	五四

昭和二六年(れ)二三一六	電気事業法違反	秋山五郎丸	一一・一〇	大破棄差戻	仙台高			
昭和二六年(あ)九九〇	地方税法違反	長原伸行	一一・一〇	大棄却	大阪高	七五		
昭和二七年(あ)一六七六	電気事業法違反	安田唯雄	一一・一〇	大破棄差戻	福岡高	一〇五		
昭和二八年(あ)四九三三	昭和二五年政令第三二五号違反	藤井恕雄外一名	一一・一〇	大棄却	仙台高秋田支	一一五		
昭和二六年(あ)三六一一	麻薬取締法違反	草刈良助	一一・一二	二棄却	東京高	一二〇		
昭和二七年(あ)四〇四八	麻薬取締法違反幇助	坂上正男外一名	一一・一二	二棄却	大阪高	一二四		
昭和二七年(あ)六三二九	殺人未遂、銃砲等所持禁止令違反	内田明業	一一・一二	二棄却	東京高	一三七		
昭和二八年(あ)二三八	恐喝	秋沢伍男	一一・一二	二棄却	高松高	一四一		
昭和二九年(あ)二七一一	強盗傷人、銃砲等所持禁止令違反	根本一治	一一・一二	二棄却	東京高	一四四		
昭和二九年(れ)一二	食糧緊急措置令違反	辛基泳	一一・一六	三棄却	東京高	一五六		
昭和二八年(あ)一一二二六	地方公務員法違反	阿部豊	一一・一六	三棄却	高松高	一六一		

昭和二八年(あ)五五七七	騒擾指揮助勢、暴力行為等処罰に関する法律違反	金奉道外二名	一一・一六	三棄却	広島高	一六四		
昭和二八年(あ)五五八〇	騒擾指揮	趙宗泰外九名	一一・一六	三棄却	広島高	一八四		
昭和二九年(あ)一六一四	公職選挙法違反	松尾文吉	一一・一六	三棄却	福岡高	二一七		
昭和二六年(あ)八五三	貸金業等の取締に関する法律違反	野村教恩	一一・二四	大棄却	名古屋高金沢支	二二二		
昭和二六年(あ)三一八八	昭和二四年新潟県条例第四号違反	山岡貞作外一名	一一・二四	大棄却	東京高	二二六		
昭和二九年(あ)二〇九六	窃盗、公務執行妨害、傷害	降旗今朝治	一一・二五	一棄却	東京高	二四〇		
昭和二九年(さ)四	窃盗	西岡竜太郎	一一・二五	一破棄自判	洲本簡裁	二四五		
昭和二八年(あ)一八七二	建造物侵入	松田佐吉	一一・三〇	三棄却	札幌高	二五〇		
昭和二八年(あ)二二二二	賍物故買	清水トシヨ	一一・三〇	三棄却	広島高	二五四		
昭和二八年(あ)二七二一	暴行	戸沢清	一一・三〇	三棄却	東京高	二五七		
昭和二八年(あ)二九二五	窃盗	金大京	一一・三〇	三棄却	東京高	二六三		

昭和二八年(あ)五五八三	騒擾首魁、騒擾指揮助勢	金鐘外六名述	一一・三〇	三	棄却	広島高 二六七
昭和二八年(あ)五六二二	騒擾首魁、騒擾指揮助勢	金鑒外三名相	一一・三〇	三	棄却	広島高 三〇一
昭和二九年(あ)一五一六	公職選挙法違反	小川清一	一一・三〇	三	棄却	広島高 三三二

刑事決定 (1)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二九年(あ)二四〇〇	傷害致死	市丸勘三郎	一一・二	三	棄却	福岡高	一
昭和二九年(あ)二四九八	住居侵入、窃盗	金正雄	一一・二	三	棄却	大阪高	七
昭和二九年(あ)二六一六	詐欺、同未遂	鷲津英男	一一・二	三	棄却	名古屋高	一〇
昭和二九年(あ)一一四〇	麻薬取締法違反	青木マサエ	一一・四	一	棄却	大阪高	一六
昭和二九年(あ)一六五五	窃盗未遂	魯海竜	一一・四	一	棄却	東京高	一九
昭和二九年(あ)一七二五	食糧管理法違反	中村正之	一一・四	一	棄却	福岡高	二二
昭和二九年(あ)一八四〇	恐喝	池上忠吉郎	一一・四	一	棄却	東京高	二八
昭和二九年(あ)一九七一	酒税法違反、脅迫	柳在植	一一・四	一	棄却	福岡高宮崎支	三一
昭和二九年(あ)一九八一	窃盗	小林利彰	一一・四	一	棄却	東京高	三五

昭和二九年(あ)二〇一二	食糧管理法違反	木山照治	一一・四	一	乗却	広島高岡山支	四二		
昭和二九年(あ)二〇七二	賍物牙保	西屋実	一一・四	一	乗却	札幌高	四五		
昭和二九年(あ)二二七四	公職選挙法違反	富沢茂	一一・四	一	乗却	広島高	四九		
昭和二九年(あ)二二七六	殺人	木村良彦	一一・四	一	乗却	広島高	五四		
昭和二九年(あ)二五五七	窃盗	山本徳松	一一・四	一	乗却	東京高	六六		
昭和二七年(あ)五七二七	麻薬取締法違反	渡辺虎雄外一名	一一・五	二	乗却	東京高	七二		
昭和二八年(あ)二八二	傷害致死	牟田伊勢吉	一一・五	二	乗却	福岡高	八〇		
昭和二八年(あ)三七七	児童福祉法違反	中元豊子	一一・五	二	乗却	福岡高	八三		
昭和二八年(あ)四七七	窃盗	田中楠秀	一一・五	二	乗却	高松高	八九		
昭和二八年(あ)六一五	酒税法違反	申次成	一一・五	二	乗却	東京高	九二		
昭和二八年(あ)一五四八	窃盗	大村亮一	一一・六	二	乗却	東京高	九六		

六

昭和二八年(あ)三二〇六	詐欺	中山信太郎	一一・六	二	乗却	東京高	一〇〇		
昭和二八年(あ)三二四七	強盗傷人、窃盗、住居侵入、強盗予備	池得水	一一・六	二	乗却	大阪高	一〇三		
昭和二九年(あ)一七一五	公職選挙法違反	十文字庫	一一・六	二	乗却	仙台高	一〇六		
昭和二九年(あ)二一六一	公職選挙法違反	池沢森亀	一一・六	二	乗却	高松高	一一〇		
昭和二八年(あ)二七三二	窃盗	附田宥幸	一一・六	二	乗却	東京高	一一五		
昭和二九年(あ)二七六一	窃盗	後藤晴夫	一一・六	二	乗却	福岡高	一二三		
昭和二七年(あ)二八九一	賍物故買	高橋義武	一一・九	三	乗却	広島高岡山支	一二九		
昭和二八年(あ)九一四	傷害、詐欺、脅迫、銃砲等所持禁止令違反、漁業法違反	宮本彰一郎	一一・九	三	乗却	仙台高秋田支	一三五		
昭和二八年(あ)九六六	窃盗麻薬取締法違反	太田大作	一一・九	三	乗却	福岡高	一四八		
昭和二八年(あ)一〇四三	賍物運搬、賍物故買	朴泰根外一名	一一・九	三	乗却	仙台高	一五二		
昭和二八年(あ)一〇六四	業務妨害	武井豊久	一一・九	三	乗却	東京高	一五六		

七

昭和二八年(あ)一二一八	横	領	斎田	実	一一・九	三	棄却	名古屋高	一六八
昭和二八年(あ)一二五一	窃	盗	中二	武夫	一一・九	三	棄却	広島高	一七一
昭和二八年(あ)一二九一	賍物故買		古河	悦之助	一一・九	三	棄却	福岡高	一七四
昭和二八年(あ)一三二七	窃盗		安東	正一	一一・九	三	棄却	福岡高宮崎支	一七七
昭和二八年(あ)一三六〇	食糧管理法違反		高松	喜春	一一・九	三	棄却	東京高	一八三
昭和二八年(あ)二〇四八	酒税法違反		韓	錫浩	一一・九	三	棄却	仙台高秋田支	一八六
昭和二八年(あ)五〇八三	住居侵入、窃盗		西川	由太郎	一一・九	三	棄却	広島高岡山支	一八九
昭和二八年(あ)五六九二	騒擾指揮助勢		金	祚正	一一・九	三	棄却	広島高	一九二
昭和二九年(あ)一六三八	営利誘拐		王	宗烈	一一・九	三	棄却	名古屋高	一九五
昭和二九年(あ)一七九三	公職選挙法違反		野村	勇一外一名	一一・九	三	棄却	大阪高	二三九
昭和二九年(あ)二四一五	詐欺		伊藤	京之助	一一・九	三	棄却	福岡高	二四四

昭和二九年(あ)二七九八	傷害		尹	聖熙	一一・九	三	棄却	大阪高	二四七
昭和二九年(あ)二八四八	銃砲刀剣類所持取締令違反、火薬類取締法違反幇助、詐欺		山崎	瑛雄	一一・九	三	棄却	大阪高	二五一
昭和二九年(あ)二八六六	住居侵入		佐藤	隆治	一一・九	三	棄却	東京高	二五四
昭和二七年(あ)五九三二	詐欺		花上	宏	一一・一〇	二	棄却	東京高	二五八
昭和二七年(あ)六二七三	営利誘拐、労働基準法違反、職業安定法違反		板垣	作太郎	一一・一〇	二	棄却	東京高	二六二
昭和二八年(あ)一七四四	業務上過失致死		浜	ミチヱ	一一・一〇	二	棄却	高松高	二七一
昭和二八年(あ)二〇六七	業務上横領、詐欺		小沢	満定	一一・一〇	二	棄却	東京高	二七五
昭和二八年(あ)四五八三	外国通貨偽造、公記号偽造		松田	賢市外一名	一一・一一	一	棄却	大阪高	二八二
昭和二九年(あ)一四〇一	公職選挙法違反		鈴木	正一	一一・一一	一	棄却	仙台高	二八九
昭和二九年(あ)一六二〇	脅	迫	山田	勇	一一・一一	一	棄却	名古屋高金沢支	二九六
昭和二九年(あ)一六二九	酒税法違反		李	弼秀	一一・一一	一	棄却	福岡高	三〇一

昭和二九年(あ)一六七三	公職選挙法違反	梶原徳忠	一一・一二	一	乗却	東京高	三〇六	
昭和二九年(あ)一六八七	物価統制令違反、食糧管理法違反、賍物故買、道路交通取締令違反	松田初夫	一一・一二	一	乗却	広島高岡山支	三一二	
昭和二九年(あ)一八六八	窃盗	村上雪馬	一一・一一	一	乗却	福岡高宮崎支	三一六	
昭和二九年(あ)一五二〇	殺人	芳賀芳隆	一一・一一	一	乗却	東京高	三二〇	
昭和二九年(あ)一五三四	業務上横領	飯塚尚	一一・一一	一	乗却	東京高	三二五	
昭和二九年(あ)一五六八	暴行	一井喜蔵	一一・一一	一	乗却	福岡高	三二八	
昭和二九年(あ)一五九九	窃盗	今井美三男	一一・一一	一	乗却	大阪高	三三二	
昭和二九年(あ)一六四三	児童福祉法違反	奈良キヨ	一一・一一	一	乗却	東京高	三三五	
昭和二九年(あ)一六四六	暴行	安東相	一一・一一	一	乗却	東京高	三四四	
昭和二九年(あ)一六九六	強姦	菅原勇	一一・一一	一	乗却	仙台高	三四七	
昭和二九年(あ)一七四〇	殺人	山口常吉	一一・一一	一	乗却	東京高	三五〇	

昭和二九年(あ)一七四九	暴行、傷害	伊藤義久	一一・一一	一	乗却	札幌高	三五三	
昭和二九年(あ)一八五一	窃盗、賍物故買	森下祐皓外二名	一一・一一	一	乗却	大阪高	三六二	
昭和二九年(あ)一八六五	賍物故買	青木弘一	一一・一一	一	乗却	東京高	三七〇	
昭和二九年(あ)一八九四	職業安定法違反	高瀬孝治	一一・一一	一	乗却	名古屋高金沢支	三七三	
昭和二九年(あ)一八九七	食糧管理法違反	松野梅吉	一一・一一	一	乗却	福岡高	三七七	
昭和二九年(あ)二〇二七	強盗傷人窃盗未遂	芦村庄吉	一一・一一	一	乗却	仙台高	三八二	
昭和二九年(あ)二一二四	殺人	黒沢正次郎	一一・一一	一	乗却	仙台高	三八六	
昭和二九年(あ)二一六八	公職選挙法違反	武富健太	一一・一一	一	乗却	福岡高	三八九	
昭和二九年(あ)二五三一	貸金業等の取締に関する法律違反	諏訪剛	一一・一一	一	乗却	名古屋高	三九八	

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二八年(あ)二四〇	関税法違反	山森昭二外六名	一一・一六	三	棄却	東京高	一
昭和二八年(あ)九〇〇	恐喝、傷害	秋山守人	一一・一六	三	棄却	名古屋高	一七
昭和二八年(あ)一一九三	恐喝、住居侵入	古河一	一一・一六	三	棄却	仙台高	二二
昭和二九年(あ)一六五二	詐欺、業務上横領、銃砲刀剣類等所持取締令違反	伊藤利夫	一一・一六	三	棄却	東京高	二六
昭和二九年(あ)二二〇九	詐欺、横領	山本秀武	一一・一六	三	棄却	大阪高	二九
昭和二九年(あ)二二一七	麻薬取締法違反	朴春玉	一一・一六	三	棄却	大阪高	三三
昭和二九年(あ)二二五四	賍物故買	鄭敬出	一一・一六	三	棄却	名古屋高	三六
昭和二九年(あ)二三六三	詐欺	後藤基広外一名	一一・一六	三	棄却	名古屋高	三九
昭和二九年(あ)二三八五	傷害	李元益	一一・一六	三	棄却	大阪高	四三

昭和二九年(あ)二四四四	傷害	林平次	一一・一六	三乗却	大阪高	四六		
昭和二九年(あ)二四六五	窃盗	朴享培	一一・一六	三乗却	東京高	四九		
昭和二九年(あ)二四八四	公文書偽造、同行使、詐欺	山口文男	一一・一六	三乗却	大阪高	五五		
昭和二九年(あ)二四八七	賍物寄蔵	金完外一名松	一一・一六	三乗却	大阪高	五九		
昭和二九年(あ)二五一五	賍物牙保	佐藤憲滋	一一・一六	三乗却	東京高	六三		
昭和二九年(あ)二六三二	贈賄	四方栄蔵	一一・一六	三乗却	大阪高	六六		
昭和二九年(あ)二六三七	強姦致傷	大下光孝	一一・一六	三乗却	広島高岡山支	六九		
昭和二九年(あ)二六五一	食糧管理法違反	結城富市外一名	一一・一六	三乗却	仙台高	七二		
昭和二九年(あ)二六七八	印紙犯罪処罰法違反	居城松男	一一・一六	三乗却	東京高	七七		
昭和二九年(あ)二六八一	傷害致死	久保田捨雄	一一・一六	三乗却	東京高	八一		
昭和二九年(あ)二六八八	賍物牙保、同故買、同寄蔵、同運搬	井上定明	一一・一六	三乗却	高松高	八四		

昭和二九年(あ)二六九三	窃盗	岩田むら	一一・一六	三乗却	福岡高	八七		
昭和二九年(あ)二六九七	覚せい剤取締法違反	高玉外一名香	一一・一六	三乗却	東京高	九〇		
昭和二九年(あ)二七一五	賍物寄蔵	佐藤末五郎	一一・一六	三乗却	仙台高	九五		
昭和二九年(あ)二七二〇	外国人登令違反	徐在石	一一・一六	三乗却	東京高	九九		
昭和二九年(あ)二七三四	公職選挙法違反	宮田佐市	一一・一六	三乗却	東京高	一〇二		
昭和二九年(あ)二七三八	覚せい剤取締法違反	安玉順	一一・一六	三乗却	東京高	一〇七		
昭和二九年(あ)一〇六一	麻薬取締法違反	太田菊太郎	一一・一八	一乗却	東京高	一一一		
昭和二九年(あ)一六三三	詐欺	有富恒二	一一・一八	一乗却	広島高	一一五		
昭和二九年(あ)一九二二	物品税法違反	東和針製造株式会社外一名	一一・一八	一乗却	大阪高	一二〇		
昭和二九年(あ)二二三三	窃盗	宮沢勇	一一・一八	一乗却	東京高	一二五		
昭和二九年(あ)二三一八	詐欺、公務執行妨害、傷害、加重逃走	大下道男	一一・一八	一乗却	広島高岡山支	一三五		

昭和二九年(あ)二七八八	詐欺、横領	佐久間義巳	一一・二二	二乗	却	大阪高	一四二		
昭和二九年(あ)二八一四	窃盗	青野辰之進	一一・二二	二乗	却	札幌高	一四五		
昭和二九年(あ)二八八八	賍物運搬	高峰秋人	一一・二二	二乗	却	大阪高	一四九		
昭和二九年(あ)二九三〇	窃盗	金城伊一	一一・二二	二乗	却	名古屋高	一五五		
昭和二八年(あ)五四四四	傷害	金城治	一一・二五	一乗	却	東京高	一五九		
昭和二九年(あ)一三九〇	詐欺	吉村吉治	一一・二五	一乗	却	大阪高	一六四		
昭和二九年(あ)一四〇四	賍物故買	朴次連	一一・二五	一乗	却	福岡高	一六九		
昭和二九年(あ)一四二一	窃盗、同未遂	沢村通也	一一・二五	一乗	却	大阪高	一七四		
昭和二九年(あ)一四三三	放火	白命洙	一一・二五	一乗	却	名古屋高金沢支	一七七		
昭和二九年(あ)一四四八	覚せい剤取締法違反	李秉碩	一一・二五	一乗	却	広島高	一八三		
昭和二九年(あ)一七九四	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載同行使	小寺正雄	一一・二五	一乗	却	大阪高	一八七		

昭和二九年(あ)一八二九	銃砲刀剣類等所持取締令違反傷害	八木康太郎	一一・二五	一乗	却	東京高	一九〇		
昭和二九年(あ)一八五〇	賍物故買、同牙保	立野栄二	一一・二五	一乗	却	東京高	一九九		
昭和二九年(あ)一八六〇	業務上横領	野崎真哲	一一・二五	一乗	却	東京高	二〇四		
昭和二九年(あ)一七七四	殺人未遂	細川明之	一一・二五	一乗	却	広島高	二一〇		
昭和二九年(あ)一八九一	賍物故買	李今石	一一・二五	一乗	却	広島高	二一三		
昭和二九年(あ)一九〇八	窃盗	堀籠千太郎	一一・二五	一乗	却	大阪高	二一六		
昭和二九年(あ)一九三四	覚せい剤取締法違反	山下典	一一・二五	一乗	却	広島高岡山支	二一九		
昭和二九年(あ)一九五一	有印私文書偽造同行使、詐欺	米倉一雄	一一・二五	一乗	却	東京高	二二二		
昭和二九年(あ)二〇四七	貸金業等の取締に関する法律違反	河村米三郎	一一・二五	一乗	却	仙台高秋田支	二二六		
昭和二九年(あ)二〇七七	詐欺	田中豊彦	一一・二五	一乗	却	名古屋高金沢支	二二九		
昭和二九年(あ)二〇八二	賍物故買、有印公文書偽造、同行使、詐欺	鄭仲鎔	一一・二五	一乗	却	東京高	二三二		

昭和二九年(あ)二一一四	賍物牙保	中原芳二	一一・二五	一	乗却	東京高	二三五
昭和二九年(あ)二一五二	業務上横領	中沢利夫	一一・二五	一	乗却	大阪高	二四〇
昭和二九年(あ)二一六九	覚せい剤取締法違反	田大学	一一・二五	一	乗却	仙台高	二四三
昭和二九年(あ)二二二五	食糧管理法違反	塩川薫明外一名	一一・二五	一	乗却	福岡高	二四七
昭和二九年(あ)二二五二	酒税法違反	尹伍声	一一・二五	一	乗却	広島高岡山支	二五〇
昭和二九年(あ)二二六五	傷害	大庭正文	一一・二五	一	乗却	福岡高	二五四
昭和二九年(あ)二二九一	窃盗、道路交通取締法違反	朴在玉	一一・二五	一	乗却	仙台高	二五七
昭和二九年(あ)二三二〇	営利、略取、傷害、暴行	趙南春外一名	一一・二五	一	乗却	仙台高	二六〇
昭和二九年(あ)二三五九	贈賄	赤尾三郎	一一・二五	一	乗却	東京高	二六四
昭和二九年(あ)二三九二	公職選挙法違反	西谷秀登	一一・二五	一	乗却	広島高	二七〇
昭和二九年(あ)二四〇二	恐喝、詐欺	上岡三郎	一一・二五	一	乗却	広島高	二七七

昭和二九年(あ)二四一九	傷害	岩佐茂	一一・二五	一	乗却	福岡高	二八〇
昭和二九年(あ)二四六〇	道路交通取締法違反	久保吉三郎	一一・二五	一	乗却	福岡高	二八三
昭和二九年(あ)二四六六	窃盗	深村凱治	一一・二五	一	乗却	東京高	二八六
昭和二九年(あ)二五三〇	窃盗	長田正志	一一・二五	一	乗却	名古屋高	二九二
昭和二九年(あ)二五八九	窃盗	山田栄二	一一・二五	一	乗却	東京高	二九七
昭和二九年(あ)二六一八	窃盗	船田文造	一一・二五	一	乗却	東京高	三〇〇
昭和二九年(あ)二六四三	賍物寄蔵	徐甲桂	一一・二五	一	乗却	札幌高	三〇五
昭和二九年(あ)二六五四	窃盗	千葉定雄	一一・二五	一	乗却	仙台高	三〇九
昭和二九年(あ)二六七三	公務執行妨害、傷害、暴行	仲宗根玄照	一一・二五	一	乗却	福岡高宮崎支	三一五
昭和二九年(あ)二七〇七	公職選挙法違反	江連兼愛外一名	一一・二五	一	乗却	東京高	三一一
昭和二九年(あ)二七六九	業務上横領	吉田壱郎	一一・二五	一	乗却	札幌高	三一五

刑事決定 (3)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二八年(あ)五四七	業務上横領背任	渡辺浩吉	一一・二六	二	棄却	東京高	一
昭和二九年(あ)二二〇〇	窃盗	朴錫鉉	一一・二六	二	棄却	大阪高	四
昭和二九年(あ)二三〇三	職業安定法違反	荒巻政市	一一・二六	二	棄却	福岡高	八
昭和二九年(あ)二三七〇	公職選挙法違反	伊藤新蔵	一一・二六	二	棄却	広島高	一三
昭和二九年(あ)二三八一	窃盗	堤初雪	一一・二六	二	棄却	福岡高	一六
昭和二九年(あ)二四二〇	公職選挙法違反	今村淳外一名	一一・二六	二	棄却	福岡高	二三
昭和二九年(あ)二四五五	詐欺	松永治男	一一・二六	二	棄却	福岡高	三〇
昭和二九年(あ)二四八六	公職選挙法違反	矢口清重	一一・二六	二	棄却	名古屋高金沢支	三五
昭和二九年(あ)二五〇七	窃盗	武部栄次	一一・二六	二	棄却	名古屋高金沢支	四〇

昭和二九年(あ)二五三五	覚せい剤取締法違反	鈴木	実	一一・二六	二	棄却	名古屋高	四四
昭和二九年(あ)二五四五	詐欺、有価証券偽造同行使詐欺	松岡	啓	一一・二六	二	棄却	東京高	四七
昭和二九年(あ)二五八四	暴力行為等処罰に関する法律違反、器物毀棄、恐喝、同未遂	生月	安雄	一一・二六	二	棄却	福岡高	五四
昭和二九年(あ)二六四八	窃盗	野崎	鉄雄	一一・二六	二	棄却	名古屋高	五八
昭和二九年(あ)二六六〇	窃盗	宮田	松子	一一・二六	二	棄却	福岡高	六三
昭和二九年(あ)二六八七	有価証券変造、同行使、詐欺同未遂	毛塚	利助	一一・二六	二	棄却	名古屋高	六六
昭和二九年(あ)二七〇四	麻薬取締法違反	黄金	竜	一一・二六	二	棄却	東京高	七一
昭和二九年(あ)二七四二	詐欺	坂本	長寿	一一・二六	二	棄却	大阪高	七六
昭和二九年(あ)二七六七	業務上横領、有価証券偽造同行使	小川	鉄市	一一・二六	二	棄却	福岡高	八一
昭和二九年(あ)二八四五	公職選挙法違反	御崎	好博	一一・二六	二	棄却	広島高	八四
昭和二九年(あ)二八六七	加重逃走、窃盗	若松	喜市	一一・二六	二	棄却	東京高	八九

昭和二八年(あ)七八七	漁業法違反	小島	恒人外五名	一一・三〇	三	棄却	福岡高	九四
昭和二八年(あ)一一〇三	物価統制令違反	木村	俊吉	一一・三〇	三	棄却	広島高岡山支	九九
昭和二八年(あ)一二〇九	児童福祉法違反	松並	ツネ子	一一・三〇	三	棄却	高松高	一〇五
昭和二八年(あ)一二五六	傷害致死	得能	時吉	一一・三〇	三	棄却	高松高	一〇八
昭和二八年(あ)一二八七	傷害、業務妨害、暴行、銃砲刀剣類等所持取締令違反	佐田	誠外一名	一一・三〇	三	棄却	福岡高	一一二
昭和二八年(あ)一三〇三	横領、詐欺	柏酒	敏	一一・三〇	三	棄却	大阪高	一一六
昭和二八年(あ)一三一五	詐欺	野村	芳太郎	一一・三〇	三	棄却	名古屋高	一二二
昭和二八年(あ)一三一八	賍物故買	裏明	奎	一一・三〇	三	棄却	大阪高	一二六
昭和二八年(あ)一三五七	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	大出	茂理	一一・三〇	三	棄却	東京高	一二九
昭和二八年(あ)一三七四	窃盗	盗館野	稔	一一・三〇	三	棄却	東京高	一三三
昭和二八年(あ)一四六六	食糧管理法違反	奥野	金二	一一・三〇	三	棄却	東京高	一三八

昭和二八年(あ)一四九六	窃盗	加藤実	一一・三〇	三	棄却	東京高	一四一
昭和二八年(あ)一五〇五	麻薬取締法違反	細江儀市外二名	一一・三〇	三	棄却	東京高	一四四
昭和二八年(あ)一五四六	賍物故買	大久保倉治	一一・三〇	三	棄却	東京高	一四八
昭和二八年(あ)一五八五	詐欺	川上重幸	一一・三〇	三	棄却	東京高	一五三
昭和二八年(あ)一六七九	賍物牙保	渡辺昇久	一一・三〇	三	棄却	東京高	一五六
昭和二八年(あ)一七二五	傷害	李竜福	一一・三〇	三	棄却	大阪高	一六一
昭和二八年(あ)一七五九	薬事法違反	竹内貞次郎	一一・三〇	三	棄却	大阪高	一六四
昭和二八年(あ)一八一一	窃盗	山田繁次郎	一一・三〇	三	棄却	名古屋高金沢支	一六七
昭和二八年(あ)一八五八	傷害	山岸元次	一一・三〇	三	棄却	福岡高	一七二
昭和二八年(あ)二四三一	詐欺、同未遂	兵藤一男	一一・三〇	三	棄却	名古屋高	一七五
昭和二八年(あ)二五〇八	道路交通取締法違反	沢田鶴橋	一一・三〇	三	棄却	名古屋高	一七八

昭和二八年(あ)二五三六	酒税法違反	安従時	一一・三〇	三	棄却	大阪高	一八一
昭和二八年(あ)二五七五	狩猟法違反	島津義雄	一一・三〇	三	棄却	大阪高	一八四
昭和二九年(あ)二六五	公職選挙法違反	井上武彦	一一・三〇	三	棄却	東京高	一八七
昭和二九年(あ)六三一	公職選挙法違反、同幇助	須藤外二名進	一一・三〇	三	棄却	福岡高	一九七
昭和二九年(あ)八九三	公職選挙法違反	植木稲穂	一一・三〇	三	棄却	広島高岡山支	二〇〇
昭和二九年(あ)一二八八	公職選挙法違反	栗原三治	一一・三〇	三	棄却	東京高	二〇四
昭和二九年(あ)一二九六	公職選挙法違反	高木秀男	一一・三〇	三	棄却	東京高	二一〇
昭和二九年(あ)一三六七	出入国管理令違反	趙順任	一一・三〇	三	棄却	名古屋高	二一四
昭和二九年(あ)一四六五	出入国管理令違反	趙弘	一一・三〇	三	棄却	名古屋高	二一七
昭和二九年(あ)一五八二	公職選挙法違反	相方晋一	一一・三〇	三	棄却	広島高	二二二
昭和二九年(あ)二三〇一	詐欺	板垣久米三	一一・三〇	三	棄却	広島高松江支	二二六

昭和二九年(あ)二三四四	窃盗	木田惣吉	一一・三〇	三	棄却	東京高	二二九
昭和二九年(あ)二三七七	詐欺	松石碩	一一・三〇	一	棄却	福岡高	二三四
昭和二九年(あ)二四〇一	窃盗	加地哲哉	一一・三〇	三	棄却	広島高	二四一
昭和二九年(あ)二四六二	窃盗	中本晴行	一一・三〇	三	棄却	広島高	二四五
昭和二九年(あ)二五〇八	賍物故買	宋炳完	一一・三〇	三	棄却	広島高	二四八
昭和二九年(あ)二五二四	窃盗	滝沢義嘉	一一・三〇	三	棄却	東京高	二五四
昭和二九年(あ)二五九九	窃盗	内田喜久栄	一一・三〇	三	棄却	東京高	二五八
昭和二九年(あ)二六一二	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	福田保則	一一・三〇	三	棄却	広島高	二六二
昭和二九年(あ)二六四〇	詐欺未遂	松浦虎次郎	一一・三〇	三	棄却	広島高松江支	二六六
昭和二九年(あ)二六六二	収賄	菅原良彌	一一・三〇	三	棄却	仙台高秋田支	二七〇
昭和二九年(あ)二六六四	窃盗、詐欺	桝谷繁治	一一・三〇	三	棄却	大阪高	二七四

昭和二九年(あ)二六七六	公職選挙法違反	伊藤昇外二名	一一・三〇	三	棄却	東京高	二八〇
昭和二九年(あ)二七〇三	賍物故買	鄭俊外	一一・三〇	三	棄却	東京高	二八三
昭和二九年(あ)二七一七	麻薬取締法違反	金玉	一一・三〇	三	棄却	東京高	二八八
昭和二九年(あ)二七五三	公職選挙法違反	佐々木和七	一一・三〇	三	棄却	仙台高	二九二
昭和二九年(あ)二七五六	住居侵入、恐喝、暴行、傷害	高橋新蔵	一一・三〇	三	棄却	仙台高	二九九
昭和二九年(あ)二七七四	窃盗	佐藤米蔵	一一・三〇	三	棄却	札幌高	二九九
昭和二九年(あ)二八二二	窃盗	和仁三男	一一・三〇	三	棄却	広島高	三〇四
昭和二九年(あ)二八三九	宅地建物取引業法違反	樋口信	一一・三〇	三	棄却	広島高岡山支	三〇七

刑事雑（全）

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
再審請求							
昭和二九年(き) 一二	強盗殺人、放火、住居侵入	細川豊	一一・二三	三	棄却		一
昭和二九年(き) 一四	銃砲刀剣類等所持取締令違反	斎藤正勝	一一・二四	三	棄却		四
判決訂正							
昭和二九年(み) 三四・三五	強盗、強盗殺人	伊藤恭三	一一・二	三	棄却		八
昭和二九年(み) 三七	麻薬取締法違反	竹沢哲夫（裏錫）	一一・六	三	棄却		二二
昭和二九年(み) 三八	業務上横領背任	岡本尚一（木下英男外一名）	一一・二二	二	棄却		二四
特別抗告							
昭和二九年(し) 五七	職権濫用等の不起訴処分に対する刑訴二六二条に基ずく審判請求棄却決定に対する特別抗告	日産化学労働組合鏡支部外一名	一一・九	三	棄却	熊本地	二七

昭和二九年(し)	五九	虞犯、窃盗保護事件につき抗告棄却決定に対し少年法第三五条による特別抗告	牟田真一	一一・一七	一棄却	福岡高	三七
昭和二九年(し)	六〇	賦物故買被告事件の有罪の確定判決に関する再審の請求を棄却して、決定に対する特別抗告	(中島喜久男) (梅山実明 (野村桑三郎)	一一・二二	二棄却	名古屋高	四一
昭和二四年(ニ)	一三	県会議員選挙前則違反、食糧管理法違反物価統制令違反につき押収物還付請求却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告	河合平太郎	一一・二四	大棄却	東京高	四四
昭和二九年(し)	六一	異議申立棄却決定に対する特別抗告	須田駿	一一・三〇	三棄却	東京高	五一
		訴訟費用					
昭和二九年(あ)	一四〇三	賦物故買	大前信義	一一・二	三負担		五五
昭和二九年(せ)	四七七	詐欺	佃正計	一一・五	二免除		五六
昭和二九年(せ)	四九四	詐欺、横領	芦沢千歳	一一・六	一免除		五七
昭和二九年(せ)	四九五	食糧管理法違反	浅野梅吉	一一・六	一免除		五八
昭和二九年(せ)	四八八	酒税法違反	張在順	一一・八	二免除		五九
昭和二九年(せ)	五〇〇	詐欺	中沢薫鷹	一一・八	二棄却		六一

昭和二八年(あ)	三九六四	横領	野口綺斎	一一・九	三負担	六二
昭和二八年(あ)	四〇四二	業務上横領	針原清	一一・九	三負担	六三
昭和二九年(あ)	四四八	殺人	木村知明	一一・九	三棄却	六四
昭和二九年(あ)	四七八	強盗傷人	古谷野寿二	一一・九	三免除	六五
昭和二九年(あ)	四八四	食糧管理法違反	湯木坂二	一一・九	三免除	六六
昭和二九年(せ)	五〇八	詐欺	沼田静	一一・一一	一免除	六七
昭和二九年(せ)	五一四	窃盗	金徳守	一一・一一	一免除	六八
昭和二九年(せ)	五〇七	銃砲刀剣類等所持取締令違反窃盗	井賀初雄	一一・一三	一免除	六九
昭和二九年(せ)	四八三	私文書偽造、偽造私文書行使詐欺、同未遂	野中九州男	一一・一六	三免除	七〇
昭和二九年(せ)	四九一	強盗致傷、窃盗、横領、覚せい剤取締法違反	松尾義雄	一一・一六	三免除	七一
昭和二九年(あ)	四九三	窃盗	申清浩	一一・一六	三棄却	七二

昭和二九年(せ)	五〇四	窃	盗	白木儀三郎	一一・一七	一	免除
昭和二九年(せ)	五〇三	傷	害	黄基玟	一一・二〇	一	免除
昭和二九年(せ)	五二八	窃	盗	山本徳松	一一・二〇	一	免除
昭和二九年(あ)	二八九〇	窃盗、同未遂		上田稔	一一・二〇	二	負担
昭和二九年(あ)	三一一三	窃	盗	伏間重夫	一一・二〇	二	負担
昭和二九年(せ)	五一六	窃盗、詐欺		村上満	一一・二二	二	免除
昭和二九年(あ)	二九五〇	窃盗、有価証券偽造、同行使		馬狩信次	一一・二二	二	負担
昭和二九年(せ)	五一九	窃	盗	附田宥幸	一一・二四	二	免除
昭和二九年(せ)	五三三	横	領	伊藤早見	一一・二五	一	免除
昭和二九年(せ)	五三四	殺	人	木村良彦	一一・二五	一	免除
昭和二九年(せ)	五三五	窃	盗	小林利彰	一一・二五	一	免除

(ロ) 異議の申立

昭和二九年(す)	四二六	業務上横領、私文書偽造行使詐欺	安井喜作	一一・五	三	棄却
昭和二九年(す)	四二八	窃盗	辻伴次郎	一一・五	三	棄却
昭和二九年(す)	四二七	昭和二二年勅令第二七七号違反	塩原時三郎	一一・一〇	二	棄却

(ハ) 勾留理由開示請求

昭和二九年(す)	四三一	殺人未遂、傷害、住居侵入、銃砲刀剣類等所持取締令違反	佐々木岩雄	一一・八	一	却下
昭和二九年(す)	四四六	公務執行妨害傷害	戸塚九郎	一一・二〇	一	棄却

(ニ) 死亡

昭和二九年(あ)	一七二八	窃盗	竹内鉄男	一一・一七	一	棄却
昭和二九年(あ)	一六六七	麻薬取締法違反	木村智恵子	一一・二〇	一	棄却

決定訂正

昭和二九年(す)	四三五	食糧管理法違反	矢野仁助外一七名	一一・一六	三	棄却

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二九年(あ)二九〇四	公職選挙法違反	松崎虎雄	一一・四	一	棄却	東京高	一
昭和二九年(あ)二八三〇	覚せい剤取締法違反	徐竜伊	一一・五	二	棄却	大阪高	三
昭和二九年(あ)二九八六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、強要	小川靖敏	一一・五	二	棄却	福岡高	五
昭和二九年(あ)二八一〇	窃盗	管谷秀夫	一一・六	一	棄却	大阪高	七
昭和二九年(あ)二八三八	地方税法違反	林茂春	一一・六	二	棄却	広島高岡山支	九
昭和二九年(あ)二八五四	覚せい剤取締法違反	崔小徳	一一・六	二	棄却	福岡高	一一
昭和二九年(あ)二九二五	窃盗	林梵	一一・六	一	棄却	東京高	一三
昭和二九年(あ)二九四三	公職選挙法違反	井口茂外三名	一一・六	一	棄却	東京高	一五
昭和二九年(あ)二四五三	貸金業等の取締に関する法律違反	予州興業株式会社外二名	一一・九	三	棄却	高松高	一七

昭和二九年(あ)二六二二	昭和二一年勅令第三一一号違反、外国人登録令違反	鄭	重	朝	一一・九	三	乗	却	名古屋高	一九
昭和二九年(あ)二六三五	貸金業等の取締に関する法律違反、食糧管理法違反	太田	石	男	一一・九	三	乗	却	広島高岡山支	二一
昭和二九年(あ)二七二五	公職選挙法違反	臼田	道	雄	一一・九	三	乗	却	東京高	二三
昭和二九年(あ)二七五一	覚せい剤取締法違反	西村	モ	ト	一一・九	三	乗	却	仙台高	二五
昭和二九年(あ)二八〇六	暴	行	尹	相	哲	一一・九	三	乗	却	福岡高	二七
昭和二九年(あ)二九〇六	公職選挙法違反	小布施	親	治	一一・九	三	乗	却	東京高	二九
昭和二九年(れ)一八	窃	盗	永倉	松	次	一一・一〇	一	乗	却	東京高	三一
昭和二九年(れ)二〇	窃	盗	朴	永	玉	一一・一六	三	乗	却	東京高	三三
昭和二九年(あ)一〇八四	公職選挙法違反	小島	英	太郎	一一・一六	三	乗	却	名古屋高	三五
昭和二九年(あ)一八二六	公職選挙法違反	吉原	外一四名	勇	一一・一六	三	乗	却	東京高	三七
昭和二九年(あ)二三六三	詐	欺	河合	勝	憲	一一・一六	三	乗	却	名古屋高	四一

昭和二九年(あ)二八九四	相互銀行法違反銃砲刀剣類等所持取締令違反	井上	晴	雄	一一・一六	三	乗	却	広島高岡山支	四三
昭和二九年(あ)一九〇九	業務妨害	千川	寿美	雄	一一・一六	三	乗	却	東京高	四五
昭和二九年(あ)三一〇四	覚せい剤取締法違反	樋口	五	郎	一一・一八	一	乗	却	福岡高	四七
昭和二九年(あ)二九四四	覚せい剤取締法違反	高橋	宗	平	一一・一九	二	乗	却	東京高	四九
昭和二九年(あ)二九六六	覚せい剤取締法違反	日当		清	一一・二〇	一	乗	却	福岡高	五一
昭和二九年(あ)二八七〇	窃盗	李	且	徳	一一・二二	一	乗	却	福岡高	五三
昭和二九年(あ)三一一八	賍物牙保	金	点	童	一一・二六	二	乗	却	大阪高	五五
昭和二九年(あ)二九四八	覚せい剤取締法違反	金	春	吉	一一・二七	一	乗	却	福岡高	五七
昭和二九年(あ)二九五四	神戸市条例第二一七号違反	小西	彦	平	一一・三〇	三	乗	却	大阪高	五九
昭和二九年(あ)三〇一六	覚せい剤取締法違反	李	喜	生	一一・三〇	三	乗	却	広島高	六一
昭和二九年(あ)三〇九四	賭	博	児玉	正	巳	一一・三〇	三	乗	却	仙台高	六三

昭和二九年(あ)三一〇三	公職選挙法違反	別府道治	一一・三〇	三棄却	広島高松江支 六五